

守山市配食サービス業務にかかる仕様書

1 目的

配食サービスを実施することにより、対象者の自立と生活の質の確保を図る。

2 対象者

守山市健康福祉部長寿政策課（以下「長寿政策課」という。）が定めた守山市配食サービス利用者

3 業務内容

(1)業務により提供する配食サービス（以下「サービス」という。）の内容は、昼食、夕食またはその両方を必要に応じて週5日（月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始を除くことができる。）を限度として宅配の方法により提供するものとする。

(2)サービスには、調理、宅配と併せて利用者の安否確認等を含むものとする。

(3)配食の方法は、原則利用者への手渡しとし、利用者の安否確認やコミュニケーションにできる限り応じること。

(4)調理は、以下のとおりとする。

ア 普通食

ごはんとおかずを合わせ、カロリー数として500kcalから700kcalまでの範囲内で高齢者の低栄養改善につながるものとし、かつ、可能な限り食べやすく季節感を取り入れたものとする。

イ 配慮食

嚙む力・飲み込む力が弱り、普通食の食事が困難な高齢者および病気療養中など栄養価の調整が必要な高齢者の低栄養改善につながるものとし、かつ、可能な限り食べやすく季節感を取り入れたものとする。

(5)原材料等の配食にかかる実費分は利用者負担とし、それ以外の経費は長寿政策課の負担とする。この場合において、利用者の負担額については、業者が直接利用者から徴収するものとする。

(6)配食の容器は、使い捨てでない容器を使用し、かつ、可能な限り利用者がおいしく食べられるよう工夫をすること。

(7)容器の回収の時間は、可能な限り利用者の要望に応じること。

(8)業務の実施に必要な配食容器、配食車輛等に係る費用は、業者の負担とする。

(9)配食の献立表は、事前に作成し、長寿政策課に提出するとともに、利用者に配付し、注文の取りまとめおよびキャンセルの調整は業者で行うこととする。

ただし、キャンセルについては、利用者が高齢者であることを踏まえ最善の方法

をとること。

- (10) 配食先で利用者に異常があったとき、または利用者がこのサービスの辞退等を申し出たときは、直ちに長寿政策課に連絡すること。
- (11) 利用者から利用に関する意見等を徴し、利用者の希望に添うように配食内容等の改善に努めること。
- (12) 委託業者が変更となる場合は、すみやかに業務の引継ぎを行うこと。
- (13) 業者は実績報告書（配食者リスト）を作成し、毎月 10 日までに前月分のサービス内容（利用者の安否確認やコミュニケーション内容）を報告すること。
- (14) サービス提供に伴うトラブルは、業者の責任で解決すること。
- (15) 配食内容の確認のため長寿政策課が配食弁当を提示する旨の連絡をしたときは、長寿政策課に持参すること。
- (16) サービスに係る調整等について、常に長寿政策課と連携を取ること。
- (17) 厚生労働省が定める「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」（別紙）に適合すること。
- (18) 利用者に対して、配食の安全性の確保、特に食中毒の防止について周知すること。

4 その他

- (1) 調理業務および宅配業務の再委託は認めない。
- (2) 契約日から履行開始までの期間を準備期間とする。提供を受けた個人情報を適切に管理し、円滑な業務開始に努めること。

〔別紙〕

在宅配食サービスガイドライン

1 基本的事項

- (1) このガイドラインは、高齢者に対して治療食（医師の指示に基づき、療養に必要な栄養を提供するもの）を除く食事を提供するサービスを実施する事業者を対象とするものであること。
- (2) 在宅配食サービスは、加齢に伴う心身の機能の低下等により、自ら食事を用意するのに支障のある特定多数の高齢者に対して、その特性に応じ、かつ、栄養のバランスのとれた調理済の食事を、安全かつ確実にその居宅へ提供することにより、高齢者の自立した生活を支援するものであること。
- (3) 在宅配食サービスの実施に当たっては、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）、栄養改善法（昭和 27 年法律第 248 号）、調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）等の公衆衛生に関する法令等を遵守すること。
- (4) 事業者及びサービス従事者は、高齢者及びその家族のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。

2 職員に関する事項

(1) 職員の配置

職員については、栄養士を配置するなど適切な配置を行うとともに、サービスの実施を指揮・監督する管理責任者並びに各事業所ごとに調理及び配食の各部門の責任者を配置すること。

なお、調理部門においては調理師を配置することが望ましいものであること。

(2) 職員の研修

職員に対しては、採用時及び採用後において、定期的に、高齢者の心身の特性、実施するサービスのあり方及び内容、並びに在宅配食に関する知識、技術、作業手順等について適切な研修を行うこと。

(3) 職員の衛生管理

- ① 職員の心身の健康に留意し、職員の疾病の早期発見及び健康状態の把握のために、採用時及び採用後において定期的に健康診断を行うこと。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態について常時チェックする体制を整えること。

3 設備・器具類の安全管理

サービスの実施に当たっては、常に衛生面に配慮された食事が提供されるよう、厨房設備等必要な設備・器具類を備えること。

4 サービス実施に関する事項

(1) 献立の作成

- ① 変化に富んだ献立内容となるよう努めるとともに、含まれるエネルギー量や栄養素等について配慮し、高齢者の心身の特性に配慮された献立とし、適切な表示の献立表を作成すること。
- ② 作成した献立表については、事前に提示すること。

(2) サービスの実施方法

- ① サービスの実施方法をマニュアルとして定め、サービス従事者に徹底すること。
- ② 前記のマニュアルには、次の事項を盛り込むこと。
 - ア サービスの利用者及び家族に対するサービス内容の説明
 - イ 調理、配食等の各部門別の業務分担、作業手順及び留意事項
 - ウ 事故の発生等の緊急時の対応
 - エ サービスの利用者に異常が認められた場合の対応
 - オ 実施したサービス内容等についての報告及び報告内容についての記録の保管

(3) 関係者等との連携

必要に応じて医師、管理栄養士、関係行政機関等とも連携が図れる体制を整えること。

- (4) サービスの利用者及び家族の相談に幅広く対応し、公的サービスの紹介も含め、情報提供に努めること。

5 契約等に関する事項

(1) 契約の内容等

- ① サービスの開始前に、次の事項が記載された書面により契約を締結すること。また、その際、内容及び手順について事前に説明を行うこと。
 - ア サービスの実施主体名及び代表者名
 - イ 利用者氏名等
 - ウ サービス内容及び料金
 - エ サービス実施主体の免責事由
 - オ 契約事項の変更
- ② 利用者募集の際、誇大広告等により利用者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えることのないようにすること。

(2) 料金

料金は、サービス提供に要する費用に応じた適切な額とすること。

(3) 苦情処理、損害賠償

- ① 事業者は、安全な食事を提供するという観点から、利用者の苦情に対し、迅速かつ円滑な解決を図るため、窓口を設ける等利用者等の利便に配慮してその苦情処理に努めるものとする。

② 事業者は、利用者に対するサービスの提供により、事業者の責に帰すべき事由に基づく事故が発生した場合は、利用者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

(4) 安定的なサービス提供の確保

事業者は、在宅配食サービスを確実に提供するという観点から、本サービスの全部又は一部の遂行が困難となった場合に備えて、利用者に対する食事の提供が滞ることのないよう必要な措置を講じること。